

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成21年7月6日

殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

平成21年4月10日付をもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

- (1) 債権譲受人が事実上貸金業を営んでいると認められる場合には、貸金業の登録が必要になるものと考えられる。
- (2) 法第24条第2項において準用する法第17条及び法第18条書面の交付について、譲受人側事務代行会社は当該書面の印刷及び発送をするという単純な事務を代行しているにすぎないのであれば、債権譲受人が法第17条及び法第18条を履行しているものと考えることができる。

2. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

- (1) 当該スキームにおいて、債権譲受人が照会者の融資判断に何らかの影響を与え、かつ、照会者から反復継続の意思を持って貸付債権を譲り受けるときは、

債権譲受人は事実上貸金業を営んでいる者として、貸金業の登録が必要になるものと考えられる。

- (2) 法第24条第2項において準用する法第17条及び法第18条書面の交付について、債権譲受人の氏名を記載したものを譲受人側事務代行会社は印刷及び発送をするという単純な事務を代行しているにすぎないのであれば、債権譲受人が法第17条及び法第18条を履行しているものと考えることができる。

なお、帳簿の備付け(法第19条)、帳簿の閲覧(法第19条の2)については、譲受人側代行会社への委任をもって当該義務を免れるものではなく、債権譲受人自身はその住所地又は居住地に帳簿を備付け、閲覧等請求権者からの閲覧請求に応じなければならない。

(その他)

当該スキームにおいて照会者は、法第24条第3項において規定する「暴力団員等への譲渡の禁止」に抵触することがないように、相当の注意を払わなければならない。